「里親」とは?

子どもは、親の深い愛情に包まれて、家庭ですこやかに育つことが望まれます。

しかし、様々な事情により、家庭を離れて生活しなければならない子どもたちがいます。このような子どもたちを、一定期間、自らの家庭へ迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育ててくださる方が「里親」です。

子どもが特定の大人との愛着関係の元で養育されることは、安心感や自己肯定感を育むことができ、また適切な家庭生活を体験する中で家族のありようを学び、将来、家庭生活を築くうえでのモデルになると言われています。これらのことから、里親家庭での児童の養育を進めることが原則とされています。



里親養育サポートセンター

まれりーふや について

私たち『れりーふ』は、 里親さんが安心して 養育できるようサポートします。

里親制度の啓発・リクルート・子どもとのマッチング・養育支援まで、包括的に活動する組織を、【フォスタリング機関】といいます。

こうした組織は全国的に設置され、山口県では、県からの委託を受け、私たち「れりーふ」が担当します。

(運営主体:社会福祉法人 防府海北園)

「温かな家庭」を

必要とする子どもがいます。

少しでも里親にご興味がございましたら、 里親についてのお話を聞いてみませんか? また、制度に関するご質問なども ぜひお気軽にお問合せください。

お問い合わせ一覧

- 中央児童相談所
- ○083-902-2189 ●山口市吉敷下東4-17-1
- ●岩国児童相談所
- 【0827-29-1513 ●岩国市三笠町1-1-1
- ●周南児童相談所
- 0834-21-0554 周南市慶万町2-13
- 宇部児童相談所
- 1.0836-39-7514 ●宇部市琴芝町1-1-50
- ●下関児童相談所
- 人083-223-3191●下関市貴船町3-2-2
- ●萩児童相談所
- 【0838-22-1150 ●萩市江向531-1
- ●里親養育サポートセンター れりーふ
- **1.0835-28-8776** ●防府市大字高井686

€れりーふ





かになりませ







里親が育てる。

社会が支える。



里親の種類

養育里親

家庭で生活できない子どもを、必要な期間養育する里親です。 期間は1年以内の短期の場合もあれば、それ以上の長期の場合も あります。

養子縁組里親

将来的に、子どもとの養子縁組を希望する里親です。養子縁組が成立するまでの間、里親として一緒に生活します。

専門里親

虐待の影響が重大、非行、障害等の理由により、特に支援が必要な 子どもを、経験と専門的な知識をもって養育する里親です。

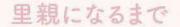
親族里親

子どもの親が死亡・行方不明、拘禁などの事情で養育できず、子どもの扶養義務者(祖父母、きょうだい等)が里親として養育する場合に適用するものです。

※養育里親·養子縁組里親は5年ごと、専門里親は2年ごとに更新 が必要です。

「里親」になるための要件

- ●要保護児童(保護者のない児童または保護者に、 監護させることが不適当であると認められる児童)の 養育についての理解と熱意、子どもに対する豊かな 愛情を持っていること。
- ●経済的に困窮していないこと(親族里親を除く)。
- ●研修を修了していること(親族里親を除く)。
- ●里親本人または同居人が、児童虐待などの欠格事由に該当しないこと。



里親になり、子どもと一緒に生活できるようになるまでには、 以下の手続きが必要です。申請時期等によって異なりますが、 登録にかかる期間は概ね半年が目安です。

里親登録までの流れ

Step.1 面談

ご家庭や登録希望者ご自身について聞き取ります。

Step.2 基礎研修

座学研修を1日行います。

Step.3家庭訪問(1回目)

居宅の確認、夫婦の場合は夫婦別に面接を行います。

Step.4 登録前研修

座学を2日、施設実習を2日行います。

Step.5 家庭訪問(2回目)

里親登録に対する最終的な意思確認を行います。

Step.6審查·認定

調査結果をもとに、山口県社会福祉審議会で審査されます。

委託までの流れ

Step.1 紹介

子どもの様子や、里親家庭の状況などを考慮して、最適な組み合わせを検討したうえで、里親に子どもを紹介します。

Step.2 交流

まずは子どもと面会をし、その後、子どもが慣れてくるのに 合わせて、面会、外出、宿泊等の交流を行います。

Step.3 委託の開始

交流の様子を見て、良好な関係が築けたと判断できたら、 委託が決定し、正式に里親と子どもの生活がスタートします。 ※緊急で一時保護をお願いする場合もあります。





- ②どのくらいの家の広さや収入が必要ですか?
 A.子どもが一緒に住める広さと、安定した収入があればよい
- ◎ どのような子どもを受託するのですか?

A.年齢は0歳から18歳までと幅広く、乳幼児とは限りません。 子どもの性格や発達状況も様々ですが、里親の意見、子ども と里親及び同居家族との相性等をふまえ、相談しながら委託 を検討していきます。

◎養育費はどうなりますか?

A.毎月の手当(里親手当)のほか、子どもの生活費や教育費が、公費により支給されます。保育園や幼稚園の利用も可能です。ただし、支給できる範囲や、金額の上限があります。 (※里親手当は、養子縁組里親、親族里親には支給されません。)

② 実子がいても里親になることはできますか?

A.可能です。ただし子どもの人数は、委託された子どもと、18 歳未満の実子を合わせて、6人を超えることはできません。

②土日や年末年始・夏休み等の期間だけでもいいですか?

A.児童養護施設などで生活している子どもに、家庭生活を体験させるために、里親制度とは別に週末や長期休み等に2日間~1週間程度預かる、「すこやかホーム」という制度があります。

② 里親になるには年齢制限がありますか?

A.里親の認定・登録に年齢制限はありませんが、子どもの委託を検討する判断材料の1つになります。

②子育では大変そうですが、相談にはのってもらえますか?

れり一ふや児童相談所、乳児院、児童養護施設の里親専門の相談員に、気兼ねなく相談することができます。里親が一人で悩むことがないよう、様々な機関が支援します。里親を会員とした里親会という組織もあります。

里親が一時的な休息のために援助を必要とする場合、乳児院、児童養護施設または他の里親を活用して里子の養育を行う、"レスパイト・ケア"という制度を利用できます。

予どもを養育する上でどんな事に気を付ければいいですか?

A.子どもや保護者の意向、児童相談所の支援計画などに基づいて養育することになります。里親による里子の養育は、公的な制度として行われるものです。里子の養育にあたっては、虐待の禁止や秘密保持など「里親の行う養育に関する最低基準」を守りながら養育していただくことになります。